

## 令和5年度第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1. 認定コミュニティ制度にかかわる事項について（答申案） 2. その他
日時	令和6年2月22日（木）10時00分から12時00分まで
場所	市役所分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	（出席委員） 後藤委員、佐々木委員、小山委員、河上委員、三輪委員 （欠席委員） 澤邑委員 （事務局） 三浦市民自治推進課長、竹井課長補佐、原田主査、片原主事
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 【資料1】 認定コミュニティ制度に関わる事項について（答申案）</li> <li>・ 【資料2】 第2回審議会における意見概要</li> <li>・ 【参考資料1】 認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について（諮問）</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 （公開した場合のみ）	3名

○竹井課長補佐

ただいまより、令和5年度第3回茅ヶ崎地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。はじめに、配布資料につきまして確認させていただきます。

- ・ 次第
- ・ 【資料1】認定コミュニティ制度に関わる事項について（答申案）
- ・ 【資料2】第2回審議会における意見概要
- ・ 【参考資料1】認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について（諮問）

お配りさせていただいた資料は以上です。

では、これからの議事は三輪会長をお願いいたします。

○三輪会長

では、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があります。本日は澤邑委員が欠席となっております。また、河上委員はオンラインでの出席となっております。本日は、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

傍聴人の方がいらっしゃいますので、傍聴の決まりについてご説明したいと思います。恐れ入りますが傍聴については、傍聴の決まりの記載に従って、傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。事務局より本日の議事の概要について、ご説明をお願いいたします。

○原田主査

本日の議事につきましては、認定コミュニティ制度に関わる事項についての答申案に関する審議ということで、三輪会長の進行の元、委員の皆様にご答申の中身について議論を行っていただくこととなります。

令和4年8月に開催した審議会において、市長より審議会に諮問をさせていただいた事項について、昨年来、毎回の審議会でご審議いただいた内容を踏まえ、本日は、叩き台として三輪会長に取りまとめでいただいた答申案をお手元にご用意しております。

最終的には、本日の審議会を経て、3月に審議会から市に答申をご提出いただくこととなりますが、その内容を固める作業として、本日は皆様に議論をお願いするものでございます。

それでは、以降の進行については、三輪会長よりお願いいたします。

○三輪会長

資料のご説明をいたします。まず、【参考資料 1】、市長からの諮問内容の認定コミュニティ制度に関わる事項について、現在諮問を受けておりますのは、公益の増進のための活動に関する調査審議についてという内容になっております。それを踏まえ、先ほど事務局からご説明がありましたように、今まで調査をしたり、それを踏まえて皆さんと意見交換させていただいておりました。

資料 2 は、前回の調査概要について皆さんが意見交換した概要をまとめたものになります。これらを踏まえ私の方で市長に答申するにあたり、答申案として整理したものが資料 1 になります。

資料 1 の概略説明をさせていただきます。市長から受けた諮問について答申するということになりますが、諮問事項に対して答申内容の詳細は別紙という形にしており、ここには答申の内容を大きく三つに分けて整理しております。まず一つは、市長が定める認定区域について、二つ目は、各地区まちぢから協議会の認定条件について、三つ目は、まちぢから協議会の運営費等についての三つの大きな柱で構成しております。その上で、別紙と書かれております答申案の構成としては、1 にこれまでどんな議論をし、答申案としてまとめたかということの概略の説明、2 は事務局と我々でいろんなヒアリングや意見聴取をしたことについて誰にいつ、どれぐらいのものを集めたかということの概略を説明しております。3 に関しては、先ほどの三つの柱に基づきまして、どういう現状があり、どういう課題があり、どういう考察がされ、当審議会としてはこういう答申をしますということが書かれています。

先ほどの三つがここにも記載されており、今までの意見概要の中では、非常に具体的な意見も出ていますが、それ全部を答申にしてしまうと、それありきになってしまいます。答申としては検討をすることは大前提ということに柱に据えながら、例えば改善方法としてはこういうものがありますという構成で、改善方策等の最後に当審議会からの答申（改善方策）の例という形で取り上げて整理しています。その他にも円滑な運営に向けた様々なお話がやりとりとして出ていました。例えば広報の話や開催時間のこと、調査の中ではそういうことに対する課題出したいなど見えてきました。ただこれに関して答申としてはいろんな方法論があるだろうということで、骨子としては先ほどの三つが大きく条例に絡むようなことも含めた見直しを考えなければならないこと、円滑な運営に向けた提案についてはむしろこういうことも大切なので考えて進めてくださいということ、で、大きく三つの課題に対する答申と、円滑な運営に向けた審議会からの提案として整理してでございます。

そして最後に改善方策の検討及び実施に向けたスケジュールで、これは事務局とも調整をした上で答申の後、場合によっては条例の一部改正も見据えながら進めてくださいというスケジュールを載せています。説明としては資料 1 が答申として市長の方に渡るものとして考えております。構成としては今のような流れにしたいと思っております。

説明については以上になりますがご質問ありますか。

○河上副会長

構成については大丈夫でございます。

○三輪会長

ではこの構成の中で、内容について精査していきたいと思います。

まず(1)市長が定める認定区域について。隣接するまちぢから協議会同士の合意に基づき、柔軟に区域を変更できるように検討することと書かれています。別紙の3に書かれているのが、それに関連し現状ではまちぢからの区域と小中学校の学区が一致していないことに関していくつか話題が出ました。課題としては、そういうものをまちぢから協議会で共有して対応すること、複数の学区に跨る場合は不具合や組織の負担があることが課題として挙がっていました。それに対して考察としては、まちぢから協議会がきちんと活動していくためには効率的な運営、担い手の負担軽減が必要で、区域の見直しが要るんじゃないかという話が我々の審議会の方でも話題に出ていると思います。それを踏まえて答申としては先ほどのようなこととなります。改善方策の例として三つ挙げてありますが、一つ目は児童生徒数に基づき再編される学区をまちぢから協議会の区域に合わせて変更することができないため、まちぢから協議会の区域を学区に合わせること。二つ目は、すべての地域で一律にまちぢから協議会の区域と小中学校学区を一致させることは困難であるため各地区の実情に応じて部分的に変更を行うこと。三つ目は隣接する地区の境界においては後のマンション建設や平面開発がされる場合は、市から自治会の新規設立や既存自治会への統合、まちぢから協議会への参加を促すとともに必要に応じて区域の変更についても働きかけること、などとしております。対応策として、まずは柔軟に区域を変更できるようなことを検討してくださいと記しております。

ご意見等いただきたいのですが(1)についていかがでしょうか。

○河上副会長

3ページの改善方策の例、三つ例が挙がっていますが、1点目は、まちぢから協議会の区域を学区に合わせると書いてあるのですけれども、これもあくまで一例ということですよ。

○三輪会長

そうです。

○河上副会長

下は各地区の実情に応じてと書いてらっしゃるので、なるほどと思ったのですけれども、それと1番目が文末の表現を見ると矛盾しているように感じました。

○三輪会長

二つ目が先に来たほうがいいですね。文言的なところは全体に見直した方がいいかもしれないですけど、少なくとも今のところは二つ目を一つ目にして、一つ目の文言を「合わせることも可能」や「検討する」などの表現にする、三つ目は必要に応じてと入っているので大丈夫だと思うのですが、他はいかがですか。

(2)各まちぢから協議会の認定条件について。現状としてはまちぢから協議会の認定を受けるには区域で活動するすべての自治会が構成員となるのが条件となっております。課題としては参加を望まない自治会もある

し、そういう場合は認定を受けることができないことや、新しく自治会を設立したり、マンションの増加があった場合認定が取り消されてしまうといった課題が見えて参りました。考察としては自治会の加入を絶対条件にしないでいいのではないかとことを議論した記憶がございます。なので、答申の内容としては、区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条件を変更することについて検討してくださいという内容になっております。改善の方策については条件を変更することなのでイコール条例を見直すみたいな話になります。改善方策の例としては活動を担保できる割合を条件とする、直ちに認定を取り消さないというように、段階的なあり方もあるのではどのような理解だと思います。それから条件を変更することで脱退する自治会が生じるリスクもはらんでいますので、そのあたりはまちちから協議会の現場の中で慎重な議論を行いながら条例の改正の方向を考えてくださいということです。

実はマンション管理組合が自治会とは別で存在していて、区分所有法上は別の業務をしないといけないことになっているのですが、実働的にはマンション管理組合が自治会に近い活動をしているマンションも多くあるわけで、そういうところもまちちから協議会の構成員になれるといったことも話題に出ていたので、その辺りも含めて整理をして、条例の改正に臨んでくださいというようなことを書いています。

(2)については全体の流れとしてはこのような流れですが、こちらについてのご質問ご意見等お願いします。

#### ○河上副会長

(2)につきまして、現状では、すべての自治会が構成員なので100%ということですよ。審議会からの答申(改善方策)は、条件を変更することについて検討することがあり、改善方策の例の中で、割合という言葉が2回ほど出てきますが、ロジックとして割合となるとまたそこに何%かという論点を残してしまう印象があります。多分、一定基準ではなく、地域の実情に応じて、まちちが活動できるということであれば良くて、この割合は全部の中で統一されるものではないと思うので、その辺は違う言い方でもいいと思いました。例えば、直ちに認定が取り消しとならないような割合ではなく、一度認定を受けているので、直ちにという言葉があるのであれば、直ちに認定を取り消しとはせずなどとし、地区内での多面的な活動を担保できる構成員を整えることを条件とするとか、数字ではない形で回るような条件であればいいという書き方はどうかと思いました。

#### ○三輪会長

ご提案とてもよろしいかと思います。確かに割合と書いてあるとそこにまた引っかかる感じもあります。私どもの意見も別に割合を設定するつもりは全くなくて、それぞれの実情に応じてそれぞれの協議会の方々と行政とが調整し合うことを大事に据えていたと思いますので、今のご提案の内容はいいかなと思います。

二つ目の直ちに認定を取り消しとはせず、地区内での多面的な活動を担保できるような構成員を整えることとするみたいな感じですね。(2)のところも、ご意見を踏まえて、修正するとして、(3)に進みます。

(3)まちちから協議会の運営費等について。ここも議論しておりまして、現状としては地域活動を支援するための補助金として運営等助成金25万円、特定事業助成金上限200万円を交付しています。課題としては、まちちから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことができないこと

から不足する分を自治会分担金や寄付金により補っていること、広報紙の発行事業など、毎年度定例的に実施されている事業についても、特定事業助成金の対象事業として申請しなければならず大変だという話が出ました。考察としては、自治会分担金を活用することは、非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施される事業に対して間接的に自治会費が充てられている構図となるので、財源つまり自治会分担金の使途に関して疑義が生じていることも否めません。疑義が生じることでまちぢから協議会の活動全体に不信感が生じる要因となっているので助成金の見直しをすることが必要でしょう。毎年度定例的に実施される事業については、事務負担が生じているので事務の効率化を求めるような考え方を適用しなければいけないということで、答申としては自治会分担金に頼らずとも事業が継続できるよう、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことについて検討することと書いております。今の話から運営等助成金の予算配分額が大きくなることはないのですが、まちぢから協議会に充てられている運営等助成金プラス特定事業助成金の予算枠の中で、柔軟に対応できるように考え、お金の立て付けをもう一度検討してくださいということを考えております。改善方策の例として市で交付している様々な補助金の整理を行った上で、運営等助成金と特定事業助成金の予算配分を見直すとともに申請の簡略化を図る。それから広報紙の発行事業のように各まちぢから協議会に共通する定例的な事業については特定事業助成金の方ではなくて運営等助成金の方の対象としてメニュー化し組み込んだらどうかということ。それから助成金の対象とすることができない経費については関係団体が事業者の寄付を募るなど、まちぢから協議会独自の工夫も必要となる、などと書いております。こちらについてもご意見をいただきたいと思っております。

#### ○河上副会長

審議会からの答申の中で、改善方策の例の最初の市で交付している様々な補助金の整理を行った上でという一文の意味は何を指しているのでしょうか。

#### ○三輪会長

補助金には自治会宛の補助金や、防災や福祉等に関する活動等に対しておりにいく様々なものがありますが、まちぢから協議会の活動がそちらの活動とコミットしている場合、まちぢから協議会と調整して、うまく適材適所に全体の枠の中で動くように予算のことを考えて欲しいという意図が書かれています。

#### ○河上副会長

ありがとうございます。今のお話を聞いてよくわかりました。この一文が非常に重要で、その次の予算配分を見直すということに繋がっていると思って、読んでおりました。今の先生の説明でよく理解いたしました。結局、上限200万は大きくは増えないけれども、柔軟に使える可能性があるということですね。

#### ○三輪会長

他の補助金とうまく合体すれば、もう少しまちぢから協議会の活動に資する資金はあるという話です。まちぢから協議会の助成金に他の予算を移すことはできませんが、枠組みとしては同じ活動に対して別の予算を組み込

めるのではという話是有り得て、その辺が庁内で意思統一されていればもう少し厚くできるはずではということですが。ただまちぢから協議会が全部それを担わなくてはならないわけでもなく、絶対条件ではないので、今どういう予算がどんな形で落ちているかを地域の実情に応じてという言い分を入れてもいいかもしれないです。全部が一体化しなくてもいいし、その辺りを組み込んだ上で考えるということですが。

#### ○河上副会長

先生がおっしゃっていた通り確かに受けとる方の地域もいつも同じメンバーで違う活動資金を受けていることがあり、そのための手続きなどで二重に負担になっている可能性もあるので、資金と事業と地域とそれぞれきちんと整理して、本当に意味のある使い方をするというのは非常に大切なと思います。

#### ○佐々木委員

改善方策の例の一つ目、これは主体が誰だか教えて欲しいです。一つ目の様々な補助金の整理を行うのは誰ですか。二つ目の予算配分を見直すのは誰ですか。最後の申請の簡略化を図るのは誰ですか。これ全部同じ人ですか。

#### ○三輪会長

答申なので、私たちがそういうことを言ったら、市がやるので、主語は市になります。主語を明確に言えば制度を見直すのは市ですが、見直す上で河上先生と話したような内容を地域側と協議しながら手続きを進めてくださいということを答申としては入れないといけないと思いますので、そのニュアンスを入れていただきたいと思います。実際に整理をして庁内の風通しを良くするのは、市です。予算配分を見直す検討は地元の人と話しなければいけないですが、最終決定は市がするのでその流れを整えてもらうこと。申請の簡略化をするのも、地元の人と話しながら、どういうやり方をするか市の方が提案するということ。そのイメージで一部直していただきたいと思います。

次は、答申からは外れていますが、審議会から提案しないといけない案件として、三つ整理しています。まず一つ目はまちぢから協議会の運営費等についてです。先ほど話題となった25万と200万を交付していますが、実施にあたって地区によって補助対象の経費の認識に差があります。交付をしているけれど受け手の地域側に補助対象となる経費の認識の差があることが見えてきました。これは手続きの煩雑さなどが関連するので、そこを是正してもらえば、理解していただけるかもしれないですが、実際には、わかりにくいところも出ていますので、考察としては補助金を有効に活用してもらわないといけないので、手引きをわかりやすくすることを考えてくださいと、提案をしています。考察のところでは書かれているようななどのような経費が補助対象になるのか、補助金を役員の職務手当として活用することで、役員の負担緩和になることもあり得るので、そういうことをやってもいいのかわからないのか、地区によってやっているところもあればやっていないところもあるようなので、その辺りの立て付けをわかりやすくしてくださいといった提案になります。

○小山委員

会長がおっしゃった役員等職務手当として補助金を活用することは、すでになされているということですか。

○原田主査

すでに手引きというものが前に作られていて、この中で補助のメニューの中には対象として入っているのですが、地域ごとに使える・使えないということがわかっていないところも見受けられるので、この役員等職務手当に限らずどういったものに使えるのかどういったものに使えないのか、その整理をわかりやすくお伝えできればと思っています。

○小山委員

すでに今の時点で人件費補助的な要素がこの補助金の中にあるということですね。

○竹井課長補佐

役員手当というものは運営等助成金の中で用意しているという制度になっています。どの地区も一律で必ず用意しなさいというものではないので、地区によっては役員手当を設けてお渡ししているところもあるし、用意せずやっている地区もございます。役員さんと普通の委員さんよりも市との連絡やいろいろ事務的な処理があるので、その実費弁償分として、運営費の中で賄っていただくというような制度になっております。

○小山委員

要するに実費弁償と考えていいのですか。もし費用弁償だとすると、役員等職務手当という表現が適切なのか気にかかりました。ここの考察の考え方ですが、補助金を活用することで金銭的インセンティブによる役員の負担感の緩和という言い方も気になります。もし費用弁償として役員に支払うべきものであれば、一律に費用弁償すべきであって、活用することによって負担感の緩和になるという言い方は筋が通らない感じがするので、もし費用弁償として負担しているのであれば、書きかえたほうが良いような気がします。

○三輪会長

二つ目の考察の文案をどう考えるかというご指摘でいいですか。審議会の提案について、今の点に関連した直接的な文言にはなっていません。役員等職員手当として補助金を活用することで、結局担い手の増進につながるという表現はいいと思うのですが、役員等職務手当として補助金を活用することで、という表現は削除したほうが良いと思います。

○小山委員

というより本来費用弁償で、きちんと手当されないといけないと市が考えるのであれば、金銭的インセンティブで負担軽減をするという考え方が、筋が通らない気がします。役員さんの中には、ボランティアという認識の方も

いらっしゃるとは思うんですけども、とはいえ費用弁償がメインであれば、負担軽減というのは少し違う気がします。

○原田主査

補足ですけれども先ほどの5ページの運営等助成金の見直しも関わってくるのですが、25万円の枠の中で地域の方々が役員等職務手当をやりくりされているので、それを市の方で交付しなさいという言い方にしてしまうと、他のことに使えていたものが、役員等職務手当で支出しなければならないということに繋がってしまうという懸念もあります。なので、地域の判断で出してもいいし出せなくてもいい、そういうニュアンスがあったほうがいいと思っているところです。ただ、先ほどの見直しをすることで25万円が増えて、柔軟に使えるようになるのであれば、今小山委員がおっしゃられた意見についてはカバーできるといった認識を持っております。

○小山委員

職務手当というと一般的にその職務に就いていることで、支払われるというイメージがあるので、もしこれが費用弁償ということであれば、逆にきちんと払ったほうがいいと思うし、それが25万という枠の制約の中で難しいのであれば、200万と25万の区分の見直しを含めて、全体的に見直したほうがいいんじゃないでしょうか。

○三輪会長

なるほど、わかりました。今の考え方でいうと、費用弁償ではないということですね。茅ヶ崎市では、一律に渡すものとしては見ていないということですね。

○小山委員

制度設計の時に、手当的な謝礼は少なくとも払った方がいいという議論があったと思うので、そこは曖昧にせずきちんとしたほうがいいんじゃないですか。

○竹井課長補佐

今回この答申を経て整理をさせていただけたらと思います。

○三輪会長

役員等職員手当という文言は削除してもいいと思います。役員の負担感の緩和になるように、何らかの補助金を活用することは可能ということですね。一方でそれを使ってもいいのかがわからないところもある。実際に使うか使わないかの判断は、地域がすればいい。役員等職務手当だけではないかもしれないので、そういう意味ではカットする考え方もありかと思いました。

一方で前段の運営等助成金の改善方策の例のところに、今のニュアンスを入れる必要があるかどうかを考えないといけないと思います。負担感緩和に補助金を充てることについては問題ないと思うし、4(1)は、認知しても

らうように周知を図りなさいという節なので、そういうニュアンスにしつつ、運営等助成金で柔軟に対応できるように検討の枠に入れる、改善方策の例に入れてもいいのかもしれないと思います。

○佐々木委員

今ポイントになったところは、次の運営の項目のところに金銭的インセンティブにより役員の負担感の緩和を諮るみたいな感じで入れた方が、整理されるのではないのでしょうか。

○三輪会長

今の考察の二つ目のところ、補助金を活用することで、金銭的インセンティブによる役員の負担感の緩和に繋がるとも考えられるという考察は残します。役員等職務手当としての部分を削除して、審議会からの提案のところでは補助金の有効活用を促すためというニュアンスですけど、佐々木委員の今のお話は前の方の答申にしっかり入れたほうが良いということですか。

○佐々木委員

違います。(1)はお金をもっとうまく活用しましょうという項目ですよ。役員の負担感がポイントになるのは(2)なので、(2)の方に入れて運営しやすくしましょうと言った方がいかなと思えました。

○三輪会長

今の佐々木委員のご意見は、次の(2)に入れたほうが良いというお話ですね。

7ページ、会議の開催時間等の運営方法についてです。現状としては様々な会議が開催されている。課題に関しては、委員の負担や、人材育成の必要、情報共有にとどまって深く議論できる時間がないといった話が出ています。考察としては、効率的な運営をしていく必要があり、負担軽減が必要である。地区担当の職員が地区ごとの課題に応じた対策を地域とともに実施していく必要があると書かれた上で、審議会からの提案としては地区担当の職員がコーディネーターとなると提案しています。

今の話を踏まえると、(2) 会議の開催時間等の運営方式についてというタイトルが時間のことに焦点を当て過ぎているので、ここに会議の運営・開催時間・場所・体制みたいなものも入れたほうが良い。そして先ほどの話題の負担軽減については考察のところに、そのままスライドして、2回書いても良いかもしれませんね。

審議会からの提案はコーディネーターや会議の再編、地元の人たちの意思決定が大事なので、地区担当の職員がしっかりコーディネーターとして入りなさいという意図だと思います。そうするとオンライン化の活用を働きかける、地域コーディネーターを設置するという、文章の順番の方がいいかもしれないです。回数や時間、曜日に対して、会議の再編を含めた体制の見直しや役員報酬の話について柔軟に検討できるように、地区担当の職員がコーディネーターとしてフォローできるような体制を整えるといった方がいかもしれませんね。他にご意見いかがですか。

○河上副会長

審議会からの提案の部分で、ぜひ具体例を出していただきたいと思います。改善策の例として、地区担当の職員がコーディネーターとなって働きかけるということですが、具体例としてオンライン化を働きかけるとしたらどういことができるのかということ、そのオンライン化に伴う費用はまちちから協議会の中でやるということになるのか、その2点を市の方にご回答いただけたらありがたいんですがいかがでしょうか。

○原田主査

オンライン化については今日のような Zoom 会議を地区の方で開催するといったことが考えられると思います。今はスマートフォンで家からもできますので、そういう手法についても情報提供したいということと、それからご質問にあった費用の面については、市の方のお金を使っただいて、体制を整えていただくということもありますし、他のコミュニティ助成などを活用して過去に導入した事例もありますので、そういった制度と仕組みをお伝えしたいと思っております。

○河上副会長

全部を書く必要はないけれども、例を追加していただけるとよりわかりやすいと思いました。

○三輪会長

今のオンラインの費用のことは、別のお金だとおっしゃいましたよね。運営費のところ、庁内調整しなさいと言っているのもその案件で、例えば、他の団体や自治会がある目的のためにオンライン化を整備したというものについてまちちから協議会は別だから使えないみたいな話は話題になりますよね。そういう意味も含めて、そこにコーディネーターが入ることで、柔軟な活用が可能になると思います。オンライン化が絶対ではないですが、具体例として例示は入れましょう。

○後藤委員

若い世代の担い手の確保、人材育成が必要だと書いてあるのと、次に高齢者が多いために、若い世代の意見を取り入れる必要があるという中で、河上先生からもお話がありましたように事例を入れたほうがわかりやすいと思いました。私もまちちから協議会の会長であった時期があるのですが、やはり若い人の意見を聞くのは非常に大事だと思います。19時から会議が開催されることになっていたのですが、若い人の意見を聞いたところ、もう少し早くしてほしいということで17時からやることにして、大体1時間から長くても2時間の会議時間ということにすると、食事をつくる若いお母さんたちが参加しやすくなった事例がありました。できるだけ声を聞く場を持っていただければいいと思ひまして、事例も含めて入れたほうがいいと思います。

○三輪会長

会議の開催回数や時間、曜日の見直しの具体的な対策は案として出っていたので、先ほどのオンライン化の話

も含め、審議会からの提案の例のところに加えることにしましょう。

(3) まちぢから協議会を知ってもらう方法について。現状は広報紙やポスター、ホームページなどの媒体を通じて地区ごとに様々な周知活動がされていますが、課題として地域住民にはまちぢから協議会の認知の度合いが低かったということ。また委員の中でも活動の目的や意識が共有されていないという二つの課題が調査で見えてきました。それについて、考察としては、さらなる周知活動の展開が必要だとか、対外的ではなくて対内的にそれぞれのまちぢから協議会の中でも、進めていく必要があるということ考察として述べています。審議会からの提案としては、一つ目の課題に対しては、周知活動を継続的に実施すること、SNSなどの新たな活用手法で周知活動を展開すること或いは市役所の窓口で転入者に働きかけることなど書いています。対内的なところと言うと、委員に対して活動目的、意識が共有されるように働きかける、単年度で交代することもあるので共有する機会を設けるなど書かれています。審議会から市への答申なので、協議会がこうするために、市はどうすべきかという書き方がいい。審議会から協議会に押し付けることはできないので、書かれている提案は考察に近いのですが、これについて審議会としてはどう提案するか、その点も含めて、ご意見をいただければと思います。

#### ○河上副会長

市が何をやるかということを考えると、(3)の最初の方は、市が周知活動を展開するということだと思いますがわかりにくいですね。2点目の方は窓口で働きかけるとあったので、例としてわかりやすくしていいと思います。

まちぢから協議会の認知度を上げることは大事ですが、がむしゃらになりすぎなくても、協議会が継続的に活動できれば、常に発展しなくてもいいと思うんです。継続的に地域が回るように機能していればいいと思う。どこまで周知や認知率を求めるのか整理したほうがいいという気がしました。

#### ○三輪会長

もう少し整理していただきたいと思います。二つ目の話も、規約や設立趣意書に最初に書いたものが絶対じゃなくて、柔軟にまちぢから協議会が変化していいわけですよ。最初に作ったものが絶対なのか、その辺の柔軟さを認めるような形の方がいいかもしれないとは思っています。

#### ○河上副会長

今の柔軟性という話は本当にその通りです。

もう一つ疑問に思ったのが、市が周知するのは制度なのか、制度と各協議会の活動なのか。両方だと思うんですけど、どの活動のことを言っているのか曖昧なので、そこが気になります。それも含めて柔軟性があっていいと思うんですけど、そこをもう少し変えると、文章を読んでもわかりやすい印象を持ちました。

#### ○原田主査

周知に関しては、全体の制度的なところとどの地域でどういう活動がされているという部分については市の周知の範疇かと思います。地域で新たな担い手を獲得していく、自分たちの活動をアピールしていくのは地域の周

知の範疇だと思います。両方に力を入れていかなければいけないなと思うところがあるので、今申し上げたような内容が文面からもう少し伝わるよう、表現を工夫します。

○三輪会長

答申は審議会から市に対するものですので、まず市として考えた先に、市が協議会や住民の方々と対話をし、それを踏まえて制度設計していくことを示唆する。そういう意味で、こういう方針、方向性という例示をしっかりと書いて、市に答申をお示ししたいと考えています。

一度いただいた意見を踏まえ最終的に私も見直して文言をチェックして、委員の皆さんに諮る段取りで進めたいと思います。

それでは、5の改善方策の検討スケジュールについてお伝えします。答申案の中では今後の進め方を書いておりますが、取りまとめをした後、今後の方向性について、協議会の方々ややりとりをすることになっています。

手続き的には来年度中を目途に進めるということになっております。来年6月にまちぢから協議会の情報交換会がありますのでそこで答申について、事務局から報告するというところで良いでしょうか。

○三浦課長

本日の審議を踏まえて、答申案を市に提出していただきますので、それをもとに、市としてどういう方向性を考えているのかということまちぢから協議会の皆さんに共有していく会を6月に開催したいと思っています。

○三輪会長

市長に答申するものなので、問題が起こっていることについて、しっかりと検討をしてもらうため、条例を改正することも視野に入れてという文言をどこかに入れたほうがいいのかもかもしれません。

答申の内容の(1)～(3)を踏まえて、改正も見据え調整し、検討を進めてくださいという書き方にして、市長宛の答申書の後ろに別紙がついた状態になります。

○小山委員

あくまでも審議会は答申を出すところで、最終的には市の方で実施に向けていろいろな取り組みを進めていくと思います。例えば、補助金申請時の用紙の様式の統合など比較的短期でできるものと、条例改正のようにすぐできないものについて、短期的なものや中期的なものに分けて、事務局の方でロードマップとして整理したほうが良いと思います。期限を区切ると実現できない可能性もあるので、そこは難しいところですけど、事務局の作業としてはそれが必要で審議会のメンバーとも共有しながら、力を合わせていくほうが良いと思いました。

○三輪会長

今の話は5のスケジュールのところに書き込むことは可能ですよね。明確にそういうことを考えなければいけない案件も入っていますので、答申案の鑑のところにも条例改正も見据えてという文言が入っていたほうが良いと

思います。それから、答申の内容に、「変更できるように検討すること」と書いていますが、どういうところまでの変更なのかがわかりにくいので、主張がはっきりした方がいいと思います。我々の中では条例改正もあり得ることになっていたと思います。すぐできること、条例改正のように調整しなければいけないこと、それらについて、「調整を行い、順次、改善方策を実施」というところで、スケジュールとロードマップとして、長期的なこと短期的なことの振り分けを考えて、5月の取りまとめ、6月の報告に向けて審議会ともやりとりをさせてもらいながら、進めたいと思います。

#### ○三浦課長

令和6年度は、第1回審議会で各地区まちぢから協議会の振り返りについてのコメントをいただこうと思っているのですが、そこまでは現行の委員でやっていただき、それ以降委員改選になります。スケジュールにつきましては、答申いただいたものを市として今後どうしていくのか検討する中でお示しできると思いますが、いつを目途に何をするかということはこの答申の中に書くことが必要というご意見でしょうか。ご検討いただいているものを提出していただいて、庁内的に様々な調整が必要かと思っています。

確かに書式の変更などは、私たち市民自治推進課でどうにかなると思いますが、お金の話や区域の話等はスケジュールを示してもそれでいけるかどうかなかなか厳しいと思います。例えば、条例改正についても、来年度にパブリックコメントを実施すれば再来年度から動くことになるかもしれませんが、その事前の調整にどのくらいの時間が必要かというのはなかなか審議会の皆さんにも諮りにくいという懸念があります。

審議会の委員改選があったとしても、答申については、随時こういう方向でこういう検討をしているという報告をさせていただく予定であります。その中で、進行管理と一緒にさせていただくということであれば、そういう書き方をすることができますし、小山委員がおっしゃったように長期的なものど短期的なものを振り分けて、着実に進めるといった表記であれば、書くことができると思います。いつまでに何をという表記は、どうかという懸念があります。

#### ○三輪会長

いつまでに何をというのを答申案の中で書くことは、難しいとわかっております。それぞれの答申の中に短期的なことと、長期的なことが入り交じっているわけです。全部に対して短期的なことと長期的なことが必ずあるはずなので、方向性の取りまとめでこういうことを進めていく上で、まずはこれをやります、次はこれをやりますというロードマップとセットで取りまとめをしていただいて、報告してもらわないといけないんじゃないか、それを考えてくださいという答申にした方がいいというニュアンスです。

全体を通して最初から一つ一つ確認していただいたことを踏まえて、答申案については私と事務局で作って、皆さんにメールで確認をお願いし、答申にするということでもいいですかね。そういう形で、委員の皆さんにはご協力いただきたいです。

ご欠席の委員からはなにかご意見がありましたか。

○原田主査

特にないですけれども、まとめたものを澤邑委員にはお伝えして、期日を定めましてそこまでに何かあればご意見をいただければと思っております。

○三輪会長

必要に応じて事務局から説明に上がるなどして、フォローいただければと思います。方向性については了解いただいたと思いますが、案件や内容の漏れがないかどうかを最終的に確認していただきたいです。何かお気づきの点があればお願いします。

○佐々木委員

3の(1)に戻りますが、この事案をお話し合っている時に、この区割りが不便だと言っている地域の方から上がってきた意見を吸い上げて、区域変更するという話と、市がリードしていくのも必要という意見が出たかと思うんですけど、その両方が両輪で回っていくみたいなニュアンスはどこにありますか。

○三輪会長

今のニュアンスは、答申の中では、協議会同士の合意に基づき、具体的には柔軟に区域を変更できるようにする。この柔軟にのところに入っています。柔軟にという文言が、条例改正に絡んでくるかもしれないですけども、そこまで一文一文書ききれないので、今のような事例が課題の中にて書いてあります。

○原田主査

佐々木委員からいただいたご意見については、審議会からの答申の一番下の最後の段に、必要に応じて区域の変更についても働きかけるという部分で記載があります。前回の審議会で後藤委員からもご意見があった内容を、こういった表現で書いてはいるものの、伝わりにくければ表現を改めるということが必要かもしれません。

○三輪会長

大事なお指摘ありがとうございます。改善方策の例のところの調整をしましょう。

皆さんからご意見をいろいろいただきましたので、最終的な答申案については修正にあたり、副会長と事務局とも調整した上で、皆さんに答申前にメールでお渡しするので、確認いただいてから答申という形で進めたいと思います。答申については3月になりますので、そういった形で手続きを進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、こちらで今日の審議内容は終わりになります。事務局に一度お返しいたします。

○三浦課長

皆様熱心にご審議いただきましてありがとうございました。今年度の審議会は、本日が最終回となりますが、会

長からもお話いただきましたが、答申案につきましては皆様にメールでのご確認をお願いして、今年度の締めとさせていただきますのでご協力よろしく願いいたします。

次回の日程は未定でございますので、年度が変わりましたら日程調整をさせていただきたいと思っております。5月頃を目安にと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それでは本日はどうもありがとうございました。